

山梨税務署からのお知らせ

令和3年
3月号



【発行】〒405-8585 山梨市上神内川 738

山梨税務署 Tel.0553-22-1411 (代表)

税務署へのお問い合わせは、左の代表番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって「2」(税務署)を選択して、交換手に内線番号をお伝えください。

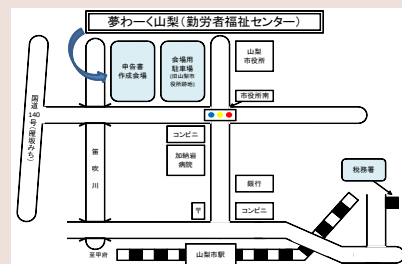
申告書作成会場のお知らせ

『夢わーく山梨 (勤労者福祉センター)』

所在地：山梨市上神内川 1348 開設期間：令和3年2月16日(火)から

3月15日(月)まで(土、日及び祝日を除く。)

- 受付時間：午前8時30分～午後4時
- 相談時間：午前9時～午後5時
- ◇ 確定申告会場の混雑回避のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。
- ◇ 入場整理券の配付状況に応じて受付を早めに締め切る場合があります。



ご来場を検討されている方へ

～感染リスク軽減のための税務署からのごお願い～

密を避ける

スマホ・パソコンで
(e-Tax)

→ **ご自宅**から
申告できます



密を作らない

確定申告会場への
入場には**整理券**が必要

→ 各会場で当日配付します

→  **LINE**から
事前発行もできます

令和2年分確定申告(所得税・贈与税・個人事業者の消費税)
の申告・納付期限が **4月15日(木)**まで延長されました。

夢わーく山梨(勤労者福祉センター)の申告書作成
会場のご利用は **3月15日(月)**までです。

※**3月16日(火)**以降は山梨税務署内に申告書作成会場
を開設します。

QRコードを利用したコンビニ納付について

お手持ちのパソコン・スマートフォン・タブレット端末を使って、納付に必要な情報（氏名や税額など）を「QRコード」として作成し、お近くのコンビニエンスストアで納付することができます。

＜QRコードを利用したコンビニ納付の方法＞



- 利用可能なコンビニエンスストア
ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ（いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ）
ファミリーマート（「Famiポート」端末設置店舗のみ）

（注1）コンビニ納付ができる金額は、30万円以下です。

（注2）金融機関や税務署窓口では、QRコードによる納付はできません。

（注3）詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）にある「国税の納付手続」をご覧ください。

QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です

 国税局・税務署

4月は、「20歳未満飲酒防止強調月間」です。

成長過程にある20歳未満の者の飲酒は、本人にとって身体的・精神的に大きなリスクがあるだけでなく、社会的にも大きな影響を与えます。これを未然に防止するためには、20歳未満の者が「なぜ自分たちはお酒を飲んではいけないのか」を理解できるよう、学校での教育のほか、家庭や地域社会においてもしっかりと説明するなど、大人の責務として社会全体で取り組む必要があります。

○ 20歳未満の者がお酒を飲んではいけない5つの理由

- 1 脳の機能を低下させるおそれがあります
- 2 肝臓をはじめとする臓器に障害を起こしやすくなります
- 3 性ホルモンに異常が起きるおそれがあります
- 4 アルコール依存症になりやすくなります
- 5 20歳未満の者の飲酒を禁じる法律があります

20歳未満の者は飲まない。絶対に！

※ 国税庁及び酒類業者は、20歳未満の者の飲酒防止に関する意識の高揚等を図るとともに、20歳未満の者の飲酒防止に向けた様々な取組を実施しています。

「山梨税務署からのお知らせ」のバックナンバーも併せてお読みください。

前号からの続き



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

山梨県酒造組合山梨支部って、どんな団体なの？

山梨県酒造組合山梨支部はね、酒税の円滑な納税を促進し、酒類業界の安定と健全な進歩発展のために必要な事業を行い、自主的かつ自由公正な事業活動の振興を期するとともに、酒税の保全に協力している団体なんだよ。



e-Taxキャラクター
イータ君